

京都市職員共済組合公告第21号

京都市職員共済組合定款の一部変更について

京都市職員共済組合定款（昭和37年12月1日定款第1号）の一部を次のように変更する。

平成30年3月30日

京都市職員共済組合

理事長 岡田 憲和

第46条第1項の表中「1,000分の48.50」を「1,000分の48.04」に、「1,000分の6.45」を「1,000分の6.91」に、「1,000分の2.11」を「1,000分の1.72」に改める。

第47条中「1,000分の100.08」を「1,000分の99.16」に、「1,000分の12.90」を「1,000分の13.82」に改める。

第49条中「平成29年度」を「平成30年度」に、「1,140円」を「1,512円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第46条第1項及び第47条の規定は、平成30年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

(行財政局人事部厚生課)